

たつの市公告第2号

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務について、公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則(平成17年規則第40号)及びたつの 市入札関係法令等に準じて行う。

令和6年 1月 9日

たつの市長 山 本



記

# 1 業務の概要

(1) 業務名

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務

(2) 履行場所

たつの市新宮町新宮地内

(3) 業務内容

別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務に係る 公募型プロポーザル要求水準書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年5月31日まで

#### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 登録要件
  - ア たつの市入札参加資格者名簿(建設工事)に1年以上継続して登録されている 者
  - イ 令和5年度において、建築一式工事で登録されている者
  - ウ 当該工種に係る特定建設業の許可を受けている者 (特別共同企業体の場合は、代表構成員のみでも可)
  - エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士 事務所の登録を受けている者(特別共同企業体の場合は、構成員のうち1者の みでも可)

- (2) 参加形態ごとの住所要件・総合評定値等
  - ア単体の場合

たつの市内に本店を有する者の場合

総合評定値

1,030点以上

完成工事高の平均

1,000万円以上

兵庫県内に本店又は契約委任を受けた支店等を有する者の場合

総合評定値

1,200点以上

完成工事高の平均

1,000万円以上

イ 特別共同企業体の場合

代表構成員(出資比率は50%以上)

兵庫県内に本店又は契約委任を受けた支店等を有する者

総合評定値 1,030点以上

完成工事高の平均 1,000万円以上

その他構成員(施工業務に係る出資比率は50%以下)

たつの市内に本店を有する者

総合評定値

510点以上

完成工事高の平均 1,000万円以上

なお、上記ア及びイにおいて、2(1)エに定める一級建築土事務所の登録を行 っていない場合は、たつの市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント)に 1年以上継続して登録されており、かつ、兵庫県内に本店又は契約委任を受けた 支店等を有する者を協力設計事務所(協力会社届の提出によって確認された者と する。) に加えること。

※ 総合評定値は、令和5年度入札参加のため、たつの市に届け出済みの経営 事項審査結果通知書における2(1)イの工種による。

# (3) 実績要件

- ア 平成20年4月以降に官公庁等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年 法律第34号) 別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。) 又は私立学 校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が発注した1億 円(特別共同事業体で受注した場合は、出資比率に応じた額)以上の建築一式工 事を元請として竣工した実績(特別共同企業体は代表構成員の実績)を有する
- イ 一般社団法人プレハブ建築協会規格建築部会正会員で、平成20年4月以降 に官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共 団体を除く。)又は私立学校法第3条に規定する学校法人が発注した延床面積 2,000㎡以上の軽量鉄骨造建築物に係る建築工事又は賃貸借業務を元請と して受注し、竣工又は履行した実績(特別共同事業体は代表構成員の実績)を有 する者若しくは上記の者と協力関係にある者

- ※ 協力関係にある者とは、本事業において一般社団法人プレハブ建築協会 規格建築部会正会員と協力関係があることを協力会社届の提出によって確 認された者。
- ※ 協力会社届に記載された協力会社は、本事業の代表構成員となることはできない。また、協力会社の重複申込は認めない。
- ウ 2(2)のなお書きに該当する場合は、平成20年4月以降に官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は私立学校法第3条に規定する学校法人が発注した1億円(特別共同事業体で受注した場合は、出資比率に応じた額)以上の建築一式工事に係る実施設計業務を元請として完了した実績を有する者

# (4) 技術者要件

- ア 設計業務に関し、一級建築士の資格を有する者(常勤の自社社員で3か月以上の雇用関係にある者)を管理技術者及び照査技術者として配置すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- イ 施工業務に関し、単体及び特別共同企業体の代表構成員は、2(3)アと同等 以上の工事に従事した経験を有する2(1)イの工種に係る監理技術者を専任 で配置できる者
- ウ 特別共同企業体のその他構成員は2(1)イの工種の技術資格を有する適正 な技術者を配置できる者

## (5) その他

- ア 公告日から契約締結日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- イ 提出された参加表明書等の記載事項に虚偽がないこと。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入 札参加者の資格制限に該当しない者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではない。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

# 3 公募型プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
公告	令和6年1月 9日(火)
参加表明書等の受付期間	令和6年1月 9日(火)~1月19日(金)
質問受付	令和6年1月 9日(火)~1月12日(金)
質問回答	令和6年1月16日(火)まで
1次審査結果の通知	参加表明書等受付期間終了後概ね1週間後まで
企画提案書等の受付期間	令和6年1月26日(金)~2月 2日(金)
提案審査	令和6年2月 7日(水)
2次審査結果の通知	令和6年2月中旬(予定)
契約締結	令和6年2月下旬(予定)

### 4 公募型プロポーザルに係る関係書類の公表

- (1) 公表書類
  - ア 公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告
  - イ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務に係る公 募型プロポーザル実施要領
  - ウ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務に係る公 募型プロポーザル様式集
  - エ たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務に係る公 募型プロポーザル要求水準書
- (2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL : https://www.city.tatsuno.lg.jp/

※ トップページ⇒ビジネス・産業⇒入札・契約情報

## 5 参加表明書等の提出

(1) 受付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月19日(金)午後5時必着

- (2) 提出先
  - 10に掲げる担当課
- (3) 提出方法

郵送のみとする。郵送は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、 提出期日までに必着とし、到達確認を行うこと。

# 6 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月2日(金)午後5時必着

- (2) 提出先
  - 10に掲げる担当課
- (3) 提出方法 持参のみとする。

## 7 審査方法及び基準等

(1) 1次審査(参加資格の確認)

1次審査として、参加表明書等の確認を行い、参加資格の有無を決定する。 なお、参加資格を有すると認められた参加表明者(以下「1次審査通過者」と いう。)が1者の場合でも、本プロポーザルは継続する。

1次審査通過者については、2次審査としてヒアリングを実施する。

- (2) 2次審査(提案審査)
  - ア 1次審査通過者については、企画提案書等受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。
  - イ ヒアリングは、1者当たり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20 分以内、質疑応答を10分以内とする。
  - ウ ヒアリングへの出席者は3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。
  - エ プレゼンテーションの際には機材を使用する場合は、スクリーンについては たつの市で用意するが、その他の機材は全て提案者が準備するものとする。
  - オ ヒアリングの日程等詳細については、別途通知するものとする。
- (3) 審查委員会

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、契約候補者の特定を行う。

#### 8 契約候補者の特定

(1) 特定方法

2次審査を実施し、最も合計点が高い提案事業者を契約候補者として特定する。 合計得点が最も高い提案事業者が2者以上あるときは、価格点の高い者を契約 候補者とし、さらに価格点が同点の場合には、くじ引きにより契約候補者を特定 する。

ただし、価格点を除いた合計点が6割に満たない者は失格とする。全参加者が6割に満たない場合は、改善事項を書面により提出させ、再度審査委員会を開催するものとする。

(2) 結果の通知

1次審査結果については、参加表明書等受付期間終了から概ね1週間以内に参加表明者全員に対し結果通知書により通知する。

2次審査結果については、提案事業者全員に対し結果通知書により通知するものとする。

なお、採用されなかった提案事業者は、通知を受けた日から7日以内に、市長に対して書面(任意様式)によりその理由の説明を求めることができる。

#### (3) 契約締結交渉

(1)により特定された契約候補者と提案内容について協議を行った上で見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。

なお、契約候補者と契約締結交渉が不調又は失格条件に該当すると認められた場合は、評価結果が次順位の者から順に契約締結交渉を行う。

### (4) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後にたつの市ホームページにて公表するものとする。

#### 9 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 詳細は、別紙「たつの市新宮地域小中一貫校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

#### 10 担当課

たつの市教育委員会事務局 教育管理部 教育環境整備課 環境整備係 〒679-4192

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3205 (直通)

FAX 0791-63-3883

E-mail kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp